

## 健康状態に関する申告書

※下記項目の該当するものについて、チェック欄に○を記入してください

健康状態		チェック欄	
内科 検査	胸部疾患	肺結核、結核性疾患又は喘息を有しない	
	循環器疾患	血圧異常（本態性高血圧又は本態性低血圧に関しては、この限りではない）又は心疾患等を有しない	
	内臓疾患	内臓部に慢性疾患を有しない	
		特異体質を有しない	
	頸部疾患	甲状腺腫（バセドー氏病を含む）を有しない	
皮膚疾患	伝染性皮膚疾患を有しない		
	性病を有しない		
外科 検査	頭部疾患	真性てんかん、外傷性てんかん、又はてんかん性発作を有しない	
		精神異常者、神経異常者、アルコール中毒者、麻薬常用者又は麻薬性薬物常用者ではない	
		既往症として頭部外傷のある者で、脳波検査の結果異常波を認めない	
	内臓疾患	大手術を受けた者で全治証明がある（大手術を受けていない者についてもチェック欄に○を記入すること）	
四肢疾患	両手指は、原則として完全である（ただし、審判執務に支障のないときは、この限りでない）		
	諸関節の屈伸に著しい障害が存しない		
耳 鼻 科 検査	聴力は、左右正常である		
	重症な耳鼻科疾患を有しない		
眼 科 検査	両眼とも裸眼視力0.6以上、又は矯正視力1.0以上である		
	審判執務に必要な弁色力を有する（色覚異常でない）		
	視野が、150度以上である		
感 染 症 検査	感染症に関する法律（平成10年法律第114号）で定めるものに罹患していない（ただし、症状の軽微なものは除く。また、性病については別項による）		
そ 他 の	上記項目のほか審判執務に支障を来すような障害又は疾患を有しない		

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※上記項目は、審判資格の取得の際に行われる身体検査の合格基準に関するものであり、法律により規定されています。（小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程 第8条及び第12条）

審判資格は、本会業務遂行上必須の資格となっております。従って、上記項目を満たさない場合は不採用となることがあります。また、採用後であっても後日申告内容に虚偽があることが判明したときは、採用を取り消す場合があります。